

令和3年3月19日

形講習会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

ガイドライン

【形講習会を開催するにあたって】

1. 剣連は、形講習会を開催するにあたって、開催場所が所在する形講習会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 剣連は形講習会を開催するにあたって、受講者並びに関係者に対し、この形講習会ガイドラインの内容を徹底する。
3. 剣連は、形講習会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
4. 受講者並びに関係者は、形講習会ガイドラインを遵守し、安全な形講習会の運営に協力する。

【受講にあたって】

1. 以下に該当する者は受講できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受講する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受講者は、講習日に自宅等で検温を行い、当日検温を受ける。
3. 受講者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
受講時には面マスク、それ以外は家庭用マスクの着用を前提としている。受講時以外でも面マスクを着用する予定の受講者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受講者は、自宅と会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 会場内での密集を避けるため、原則として、あらかじめ着替えを行った上、入場する。
3. 剣連は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受講者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
 - (ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。

- (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
- (ウ) 見学者、付き添い等の入場は最小限にとどめる。
- 4. 入場口にアルコール除菌液を設置し、受講者は手指消毒を行う。
- 5. 受講者は体温測定を受ける。剣連は、非接触型体温計等により、受講者の体温測定を行う。
体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【会場内での留意事項】

1. 受講者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも 1メートル、できれば 2メートル）を常に保つようにする。
2. 受講者は、会場では、受講時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスクを着用する。
3. 受講者並びに関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 剣連は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、受講者説明】

1. 受付は、ロビー等可能な限り広い場所で行う。
2. 受付は、密集を避けるため、受講者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。また、受講者説明時刻も表示する。
3. 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
4. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
5. 受付終了者は、待機場所（観覧席等）に移動し、待機する。着替えをしていない者は更衣室等で剣道着・袴に着替えて、待機場所に移動する。
6. 待機場所は密集にならないように、受講者間の間隔を空けて使用する。剣連は、待機場所で受講者説明を行う。

【認定審査】

1. 認定審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。

【その他】

1. 講師、係員等すべての関係者は、マスク及びフェイスシールドを併用し着用する。
2. 休憩時間における講師控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、講師等は交代で休憩室、トイレを使用する。
3. 会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 剣連は、多くの人に触れる用具、箇所を定期的に消毒する。
5. 受講者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 受講終了後 2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上